

和歌山市 歴史的風致維持向上計画



目次

序章	計画策定にあたって	1
第1章	和歌山市の歴史的風致形成の背景	2
第2章	和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致	6
第3章	歴史的風致の維持及び向上に関する方針	12
第4章	重点区域の位置及び区域	13
第5章	文化財の保存又は活用に関する事項	15
第6章	歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	17
第7章	歴史的風致形成建造物の指定の方針	20
第8章	歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	21
第9章	歴史的風致を生かしたまちづくりの展開	22

序章 計画策定にあたって

■計画策定の背景と目的

本市には、徳川御三家ゆかりの城下町や名勝和歌の浦等の和歌山市固有の歴史的・文化的遺産が多数存在し、文化財保護法による保護のほか、都市計画法や屋外広告物法あるいは景観法等に基づく各種指定や規制・誘導措置等により保全・継承に取り組まれてきている。

しかし、歴史的建造物等は、維持管理や修理修復の人的・技術的・金銭的困難さ等による保全・継承に支障をきたす等の問題を抱えている。また、こうした歴史的建造物等を舞台に、継承されてきている祭事等伝統を有する活動についても、次世代の担い手の不足等により、安定的な活動継承が不安視されている側面もある。

江戸時代から続く徳川家ゆかりの「まちなみ」や「いとなみ」の風化に歯止めをかけ、万葉の時代から語り継がれている景勝の地の保全をより着実に進めていくことが重要な課題となっている。これら問題状況の背景には、人口減少や少子高齢化の進展、市民意識や生活様式の変化等の社会背景に伴い、農村・漁村地域における産業の衰退、集落や市街地の空洞化等の地域活力の低下等、まちづくりとしての課題が影を落としている。

本市では、市民・事業者・行政等が力を合わせて、古くから受け継がれてきた豊かな歴史的景観や地域に息づく歴史文化遺産を守り、育て、継承し、さらに個性豊かな地域づくりへとつなげていく「歴史まちづくり」を目指し、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、『歴史まちづくり法』という。）に基づき、「和歌山市歴史的風致維持向上計画」を策定する。

■計画期間

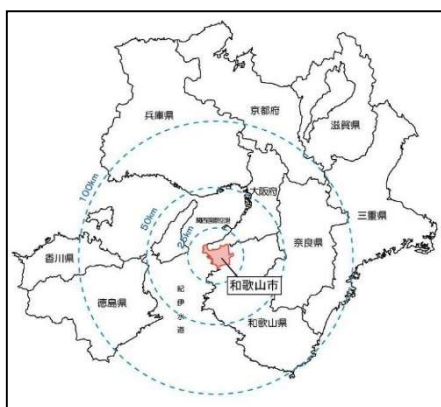
本計画の期間は、平成30年（2018）度から平成39年（2027）度までの10ヶ年とする。

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

■ 自然的環境

本市は、和歌山県の最北西部、紀の川の最下流に位置し、市域は 208.84k m²、東西に約 29.0 k m、南北に約 17.5 k m の広さを有している。

北側には和泉山脈が連なり、西側は瀬戸内海国立公園に属している紀伊水道に面した海岸線を有し、東部から南部にかけては丘陵地が広がり、紀の川河口の沖積地に市街地が形成されている。



和歌山市の位置



和歌山市の地形

■ 社会的環境

明治 22 年 (1889) には市制町村制が実施され、旧城下町を継承する形で和歌山市が発足した。以後県庁所在地として発展を遂げ、近接町村を合併編入していった。

本市は、戦前から南海の工都として伝統的な地場産業（繊維、^{なっせん}捺染、皮革、化学、木工等）が発展するとともに、「ぶらくり丁」に代表される地域の商店街が市民の消費を支えてきた。また、戦後は、鉄鋼、化学等の重化学工業が飛躍的な発展を先導してきた。

本市の農業は、水稻を中心に野菜や果樹を取り入れた複合経営が多く、沿岸部の砂地を利用した大根やしょうがをはじめ、平野部でのキャベツ、はくさい等の裏作野菜の栽培が盛んである。漁業は、特産物にしろす、アジアカエビ、真鯛等があるものの、しろすは近年で漁獲高が大きく減少している。農業・漁業就業人口とも減少が進んでいる。

本市は、史跡和歌山城、名勝和歌の浦、漁業集落の^{さいかざき}雑賀崎・^{かた}加太、砲台跡の残る友ヶ島、紀の川等、歴史・文化遺産や豊かな自然に恵まれ、本市を訪れる観光客にとっても魅力的なものとなっている。そのほか、主な観光場所として、^{きみいでら}紀三井寺、和歌山マリーナシティや5つの海水浴場（片男波・磯の浦・^{かた}加太・浪早・浜の宮）、たまⅡ世駅長が人気の和歌山^{でんてつ}電鐵貴志川線等を有し、良質な温泉も湧き出ている。



ぶらくり丁の商店街



しょうが



アジアカエビ

○ 原始の和歌山

【旧石器時代】

市域における最も古い人々の生活の痕跡は、およそ3～4万年前から15,000年前の後期旧石器時代のナイフ形石器である。

【縄文時代】

海岸線が内陸部に後退していた前期～後期頃（約7,000年前～約3,300年前）には丘陵の裾部が生活の場となり、食べた貝殻や動物骨を捨てた貝塚が作られ、中期から後期にかけて徐々に陸地化し、晩期（約3,300～2,800年前）には、その結果広がった平野部にも進出した。

【弥生時代】

市域でも平地を開拓し水路を引いて水田を作り、住居を築いた集落の跡が発見された。

和歌山県を代表する弥生遺跡である太田・黒田遺跡では前期末に大溝に囲まれた集落が出現し、中期には多数の竪穴建物からなる居住域、土器棺を中心とする墓域、水田域が形成され、集落規模が拡大する。

【古墳時代】

有力な豪族により古墳が多数築かれた。紀の川北岸には、国内唯一の金製勾玉が出土した車駕之古址古墳、馬冑や馬甲が出土した大谷古墳等、渡来系の出土品をもつ5世紀代の有力古墳が築かれ、河川や海を介して遠方の地域と密接なつながりをもっていた勢力の存在をうかがい知ることができる。紀の川南岸には全国的にみても屈指の規模を誇る岩橋千塚古墳群が形成され、特色のある横穴式石室が多く築かれ、紀の川河口の平野部を支配した紀氏集団の墓と考えられている。



大谷古墳出土馬冑

○ 古代の和歌山

【飛鳥・奈良時代（7世紀後半～8世紀末）・平安時代（8世紀末～12世紀末）】

古代、律令制に基づいて設けられた地方行政区分として紀伊国が設けられ、元は「木国」と表記された。それは、古代国家に材木を供給する地域だったためといわれる。また、古代の都である平城京や平安京には海がなかったため、都に近い海がある紀伊国は、海産物の供給地であった。天皇が即位した後の最初の新嘗祭を大嘗祭というが、その際に加太の海女が採った鰻が献上された。そして海を見るために代々の天皇は多くの貴族を引き連れて、紀伊国を訪れた。

○ 中世の和歌山

【鎌倉時代（12世紀末～14世紀前半）・室町時代（14世紀前半～16世紀後半）】

武家政権が成立すると、紀伊国にも守護がおかれ、また寺社や貴族等の勢力が強まり、賀太荘や雑賀荘、和佐荘等多くの荘園が形成された。南北町時代には紀伊国では一時南朝の勢力が強

まったが、守護となった山名氏により一掃され、後に大内氏が紀伊・和泉守護となり、14世紀末以後は紀伊・河内守護は畠山氏の世襲となった。しかし、半世紀に及ぶ内紛を経て16世紀には新興土豪層が台頭し、各地に自治組織を発達させた。

戦国末期になると、紀の川下流域の土豪や有力農民らが「雑賀惣国」として地縁組織に基礎を置く共和的な連合体を形成する。大坂本願寺と織田信長の合戦では、雑賀門徒は本願寺を支える有力な軍事力となり、精強な鉄砲隊は信長を苦しめたが、天正5年(1577)雑賀に侵攻した信長に降伏した。本願寺も天正8年(1580)に信長に降伏し、大坂を退去して「雑賀御坊」と称されていた鷲森御坊(現・鷲森別院)に移った。天正11年(1583)に貝塚に移転するまで「鷲森本願寺」とよばれた。そして天正13年(1585)、羽柴(後の豊臣)秀吉の紀州平定により紀州の中世は終わりを告げ、新たな時代に入っていった。



総光寺由来 井 太田城水責図

○近世の和歌山

【江戸時代(17世紀初め～1868年)】

天正13年(1585)に羽柴(豊臣)秀吉の命で弟秀長により和歌山城が築城された。慶長5年(1600)、関ヶ原の戦い後に浅野幸長が入国し、城の大手を東から北に変更し、本町を大手通りとする城下町の都市計画を実施した。元和5年(1619)、徳川家康の10男頼宣が55万5千石を領して入国した。頼宣は、御三家にふさわしい居城とするため、城と城下町の整備・拡張を行った。

城下町和歌山は、江戸後期には人口規模では全国有数の近世都市にまで発展する。文化面では、表千家代々の家元が紀州徳川家の茶頭をつとめ、茶道文化が盛行した。城下町周辺には万葉の地で有名な和歌の浦、西国三十三所観音巡礼二番札所の紀三井寺、加太の淡嶋神社等、名所や霊場があり諸国から多くの旅人が訪れた。



安政2年(1855)和歌山城下町絵図

○近・現代の和歌山

【明治(1868年～1912年)・大正(1912年～1926年)・昭和(1926年～1989年)】

和歌山藩は、明治4年(1871)7月の廃藩置県により和歌山県となり、同年11月、田辺県・新宮県となっていた旧安藤氏・水野氏領も統合された。

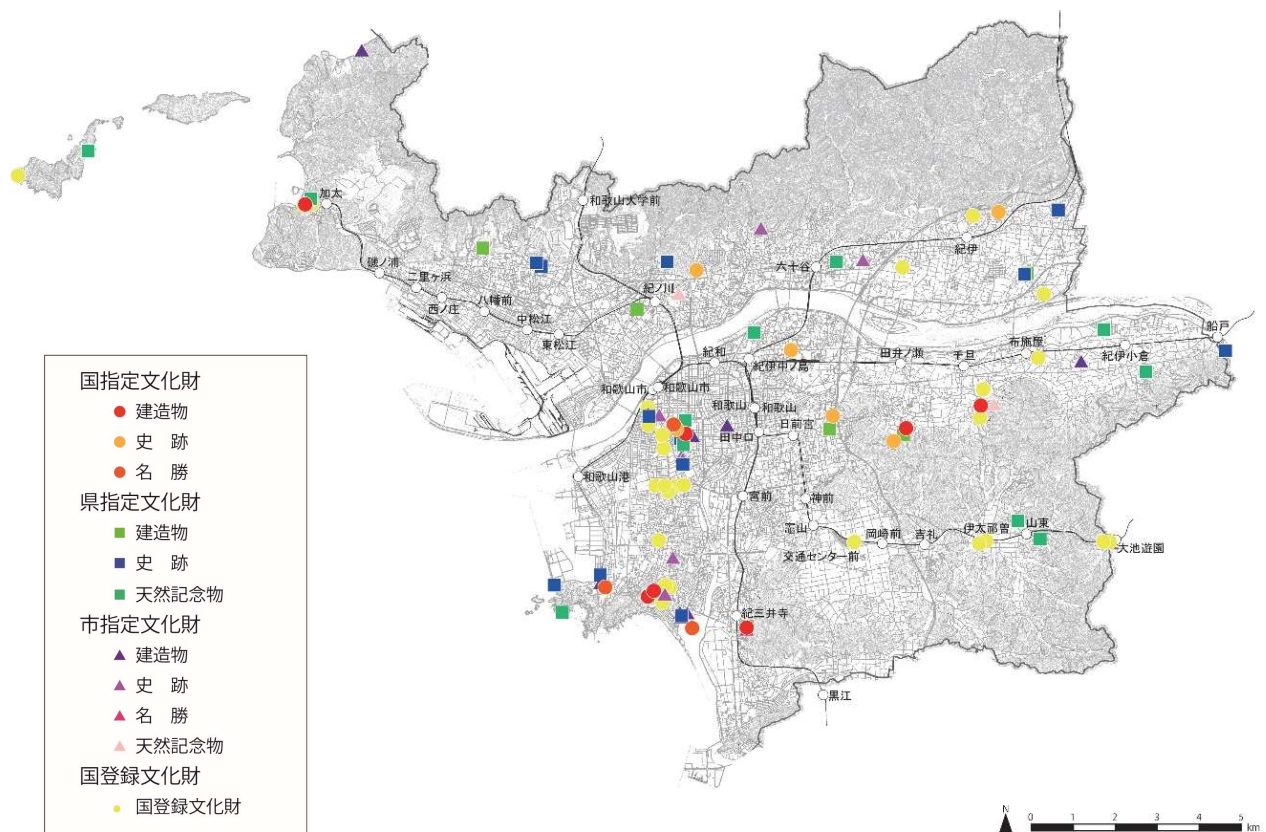
明治～昭和初期までは、近代的な街づくりを進めながらも江戸時代の城下町の町並みや建物が残っていたが、第2次世界大戦末期の昭和20年（1945）年7月9日に、米軍による大空襲を受け、和歌山城天守閣をはじめとする市街地が焼失し、城下町の風情の多くが失われてしまった。しかし、戦後の昭和33年（1958）、市民からの強い要望により和歌山城の天守閣が復元され、戦後の復興のシンボルとなった。

文化財等の分布状況

○和歌山市内の指定文化財・登録文化財

和歌山市内には、平成29年（2017）5月時点で合計177件（国指定50件、県指定66件、市指定61件）の文化財が指定されている。また82件が国登録有形文化財として登録されている。

このうち美術工芸品等を除いた主な分布状況は、まず市域中央部に和歌山城をはじめ城下町に関する文化財があり、南部には和歌の浦を中心として重要文化財建造物が集中する。東部の山地には岩橋千塚古墳群^{いわせせんづか}があり、熊野古道沿いに旧中筋家住宅等の民家建造物がある。河西部には市域西端の加太^{かた}に文化財が集中するほか寺社や古墳が点在し、河北部には古代寺院跡や民家建造物が点在する。



文化財の分布状況図

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

■和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

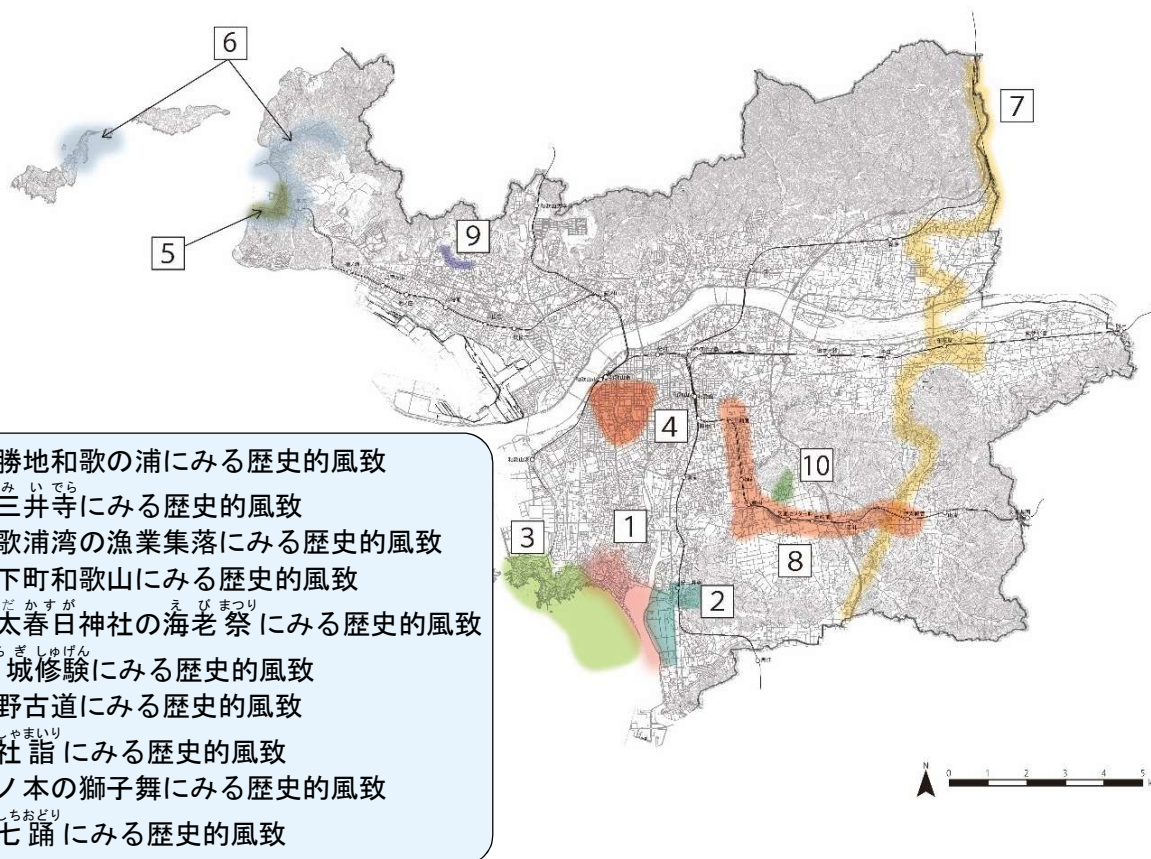
歴史的風致

地域におけるその固有の歴史及び
伝統を反映した人々の活動

その活動が行われる歴史上価値の
高い建造物及びその周辺の市街地

一体となって形成された良好な市街地の環境

和歌山市における維持・向上すべき歴史的風致は、次のとおりである。



和歌山市歴史的風致位置図

1) 景勝地和歌の浦にみる歴史的風致

和歌の浦は、^{しやうむ}聖武天皇の^{たまつしまぎやうこう}玉津島行幸以来、和歌に海浜・干潟、^{とうしよ}砂州、島嶼等の変化に富んだ自然景観が詠まれた景勝地である。

この地で行われる紀州東照宮の例大祭「^{わかまつり}和歌祭」は、創建以来約 400 年受け継がれてきた伝統行事であり、風流を尽くした練り物が和歌浦湾を背景としながら地域一帯を練り歩く。和歌の浦の景勝をあらわす要素が随所に盛り込まれ、^{わかまつり}和歌祭は古来からの景勝地である和歌の浦ならではの祭礼であるといえる。

そして紀州東照宮の^{わかまつり}和歌祭がかつて藩をあげての祭礼であったのに対し、和歌浦天満神社の^{てんじんまつり}天神祭は、和歌浦一円の地主神の祭礼として崇敬され、地域に密着し風物詩として人々に親しまれてきた。

さらに、和歌の浦は、自然環境含め地域全体が保全すべき対象とされ、時代ごとに保全のための活動が行われてきた。そうして守られてきた景観や自然の恵みは、人々の生活の一部となっている。

和歌の浦は、自然環境と歴史的層性を示す建造物が一体となった特有の景勝地であることが誇りとされ、保全活動や祭礼が根付き、歴史的風致を形成している。



^{わかまつり}和歌祭 ^{みこし}の神輿おろし



^{わかまつり}和歌祭 ^{とぎよ}の渡御行列



^{わかまつり}和歌祭 ^{とぎよ}の渡御行列



^{てんじんまつり}天神祭 ^{ちわ}の茅の輪ぐり



^{てんじんまつり}天神祭 ^{みこし}の子ども神輿巡行



^{かんかいかく}観海閣からの景観を楽しむ人々

2) ^{きみいでら}紀三井寺にみる歴史的風致

^{きみいでら}紀三井寺は西国二番札所の由緒深い寺である。^{きみいでら}紀三井寺の名の由来ともなった^{さんせいすい}三井水は、紀州藩初代藩主徳川頼宣により整備され、^{きみいでら}紀三井寺境内と^{なぐさやま}名草山の山腹に位置し、今も絶えることなく湧き出している。

^{さんせいすい}三井水は、古来より^{きみいでら}紀三井寺の名所として、地域住民や寺の住職らにより守られてきた。名水百選にも選ばれ、今もこの水を汲むために訪れる参拝者がいる。

また、^{きみいでら}紀三井寺の年中行事は、十一人衆に代表されるように地域住民自身が行事に関わり、

伝統を絶やさず受け継いでいこうという熱意があって今日まで継続されているといえる。

紀三井寺の麓、布引に広がる畑地で生産される農産物は、この地の特色となるとともに、名草山から和歌川干潟をはさんで対岸の和歌の浦までの景観の一部となっている。

紀三井寺と三井水、布引の畑地から名草山までの景観は、地域住民の活動により、今も多くの人々を惹きつける名所となり、歴史的風致を形成している。



吉祥水の保全活動の様子



紀三井寺の七夕祇園祭



紀三井寺のしまい観音
(布引の大根炊き)

3) 和歌浦湾の漁業集落にみる歴史的風致

雑賀崎・田野浦・和歌浦は、古くより漁業集落として成り立ち、集落には海の守り神として信仰されてきた神社が位置している。

それぞれの集落では、現在も漁業が生業として続けられるとともに、漁業に結びつく伝統行事が継承され、地域に根付いた行事として大切にされている。

雑賀崎・田野浦・和歌浦での暮らしは漁業とともにあり続け、漁業という生業が集落に息づいた地域として歴史的風致を形成している。



大漁旗の掲げられた漁船が並ぶ
雑賀崎の旧正月の様子



田野浦衣美須神社の幟揚げ神事
幟揚げ(幟)



和歌浦蛭子神社の潮祭
船上神事 献酒

4) 城下町和歌山にみる歴史的風致

和歌山城とその周辺の歴史的・文化的環境は、戦災に遭いながらも人々の活動により今日まで維持されてきている。

和歌山城は、明治34年(1901)に和歌山公園として一般開放されて以来、四季折々の風景を見せる公園として、多くの人々に親しまれてきた。

また、外堀の一部は残り、城下町和歌山の特徴として保全しようと住民により活動が行われている。これらの活動のもと、茶道や西の丸を中心とした紅葉、山吹、桜の鑑賞等、文化に親しむ人々の活動が息づいていると



和歌山城天守閣

いえる。

このような活動が行われることにより、和歌山城とその周辺は今も多くの人々を惹き付ける場であり続け、歴史的風致を形成している。



市民茶会



城内の美化ボランティア



内川の保全活動（船上視察）

5) 加太春日神社の海老祭にみる歴史的風致

加太春日神社の海老祭は、その歴史が400年以上とされている伝統行事である。

漁家が多い当地区において、各々の家に神様をお迎えし祓い清めるため、地区一帯を神輿が巡行する。まちなかや加太浦に沿いながら巡行する祭礼を通じて、加太の人々の暮らしや生業の営みを感じることができる。また、加太の人々にとって海老祭を行うことは、伝統文化の継承とともに地区全体で取り組むことで一体感を醸成する場ともなっている。

加太春日神社の海老祭は、暮らしの場、生業の場と一体となり、歴史的風致を形成している。



神社での神事を行う



神輿がまちなかを巡行する



女獅子の舞

6) 葛城修験にみる歴史的風致

平安時代末期から続く葛城修験において、修験の形式は一部変容しているものの、自然を信仰の対象とし、自然から力を得るといふ人々の目的は変わらず受け継がれている。

友ヶ島は葛城修験の出発の地であり、加太には葛城の行所を管理する迎之坊である向井家が残る。友ヶ島は、切り立った岩壁等の自然環境が修行の場とされ、修験にまつわる遺跡が多数残る。

春の峰入りの際、修行の前には向井家を訪れ、挨拶をすることとなっている。その後、海を渡り友ヶ島で厳しい修行を行うのである。友ヶ島から加太に戻り、向井家を再訪した後、護摩行を執り行う。このような修行が、部分的に形をかえつつ、往時より現在にいたるまで行われているのである。

加太、友ヶ島で修行を終えた修験者は、葛城山系に分け入り「葛城二十八宿」をめぐるな

から第二十八宿「亀の瀬」(大阪府柏原市)を目指した。「葛城二十八宿」の修行場の多くは、現在でも寺院や祠として残っており、修験の歴史を現代に伝えている。

そのなかでも、加太、友ヶ島は、修験の歴史を今に伝える建物や遺跡が、修験の活動とともに残り、歴史的風致を形成している。



向井家に集う修験者



春の峰入りの様子



護摩行(願文を唱える)

7) 熊野古道にみる歴史的風致

熊野参詣の歴史は古代にまで遡り、江戸時代の街道の変更や明治時代の合祀等の経過を経ながらも、現在も人々の往来は続き、熊野古道の歴史を伝える活動として王子社を順次訪れるという作法も受け継がれている。王子社跡は熊野古道の歴史を伝える貴重な文化遺産であり、地域の人々の誇りとして大切に守られている。また、その周辺には農村景観の中に伝統的な民家や建造物が数多く残り、熊野古道とともに地域の歴史の深みを感じさせる一つの要素となっている。

熊野古道は、その歴史を伝える活動とともに、地域住民にとって特別な存在として継承され歴史的風致を形成している。



王子社の歴史を伝える活動(川端王子)



熊野古道を案内する活動(旧中筋家)



王子跡の案内板

8) 三社詣にみる歴史的風致

日前宮、伊太祁曾神社、竈山神社の三社は、和歌山市の中でも特に由緒深く多くの人に知られた神社である。

和歌山市では、初詣にはこの三社に参詣することが当然のことのように行われている。順番や経路に決まりはないが、古くより三社をお参りする人が多く、この三社を結ぶことを目的に和歌山電鐵貴志川線が通った。

三社詣は和歌山市の風習として根付いており、日前宮、伊太祁曾神社、竈山神社は、地域に限らず市民全体の歴史遺産となり、後世に守りたい歴史的風致を形成している。



駅前に掲げられたのぼり



三社をめぐるウォーク&ハイクイベント



伊太祁首神社の神幸祭

9) 木ノ本の獅子舞にみる歴史的風致

木本八幡宮の例大祭は約 500 年継承されている伝統行事であり、例大祭で奉納される獅子舞は県の無形民俗文化財に指定されている。

笛や太鼓の音に合わせた豪快な舞いは、木ノ本地区の人々にとっての誇りであり、子どもの頃から教えらるることで、次の世代へと受け継がれてきた。

木本八幡宮を背景として獅子舞が舞う風景、そして獅子舞を守る人々の活動、これらは将来にわたって受け継いでいきたい歴史的風致である。



宮ノ原で行われる地上での獅子舞



宮ノ原の会場の様子



ダンジリ上での獅子舞

10) 団七踊にみる歴史的風致

団七踊は江戸時代から続く郷土芸能であり、県の無形民俗文化財に指定されている。

毎年西熊野神社では団七踊が上演され、地域に音頭や太鼓の賑やかな音が響きわたる。

子どもから大人まで踊る風景は、地域の人々にとって馴染み深い風景であり、一体感を感じさせる行事として大切に受け継がれ、歴史的風致を形成している。



家々から団七踊の衣装で神社に集う様子



子どもたちによるさらし踊り



団七踊

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

■歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

- 所有者の高齢化、後継者不在、費用負担の問題から維持管理が行われず老朽化が進行している。
- 所有者に保存・活用を依存する状況にあり、滅失や改変等によりその価値が失われたものもある。
- 重要文化財や県・市の指定文化財、登録文化財等に指定・登録し、補助等を通じて保存・維持管理に順次取り組むも活用方策まで手が届いていない。
- 指定文化財等以外の歴史的建造物の手立が講じられていないため、滅失や改変の危機にさらされる可能性がある。
- 多くの人々が、歴史的建造物に触れ、その歴史や文化の価値を感じる機会を十分に得られていない。

(2) 伝統文化を反映した活動の継承に関する課題

- 少子高齢化や若年層の減少、価値観の多様化等の影響により、伝統文化活動の担い手の減少、担い手の固定化に伴う負担感の増大が問題となっている。
- 文化財への認識は十分に浸透しておらず、全市にわたる取り組みとして広げられていない。

(3) 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する課題

- 歴史的風致を構成する建造物周囲に位置する建築物・工作物が、景観にそぐわないもの、空き地・空き家のまま放置され維持管理がされていないものが存在する。
- 十分な整備が行われていなかったり、動線が確保されていなかったりすることにより、散策しにくく、文化財へのアクセス環境も整っていない場所もある。
- 一体となって特色ある歴史的風致を形成する自然環境が適切に維持管理されていない。

(4) 歴史的風致の情報発信と認識向上に関する課題

- 市民や来訪者に歴史的風致の情報が適切に提供できておらず、価値が認識されていない。
- 来訪を観光行動にとどめることなく、歴史的風致をより広く、深く理解する機会を提供するための活動団体と市の連携が十分ではない。
- 歴史的風致にまつわる伝統文化活動の価値や情報を展示・発信する拠点、活動の拠点となる施設が不足している。

■歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

- 指定文化財の保存・活用を図り、指定文化財以外の建造物は文化財指定、歴史的風致形成建造物指定すること等により保存・活用を図る。
- 損傷が進行している建造物は、支援策を講じることにより所有者の負担を軽減し、保全を図り、所有者や周辺住民等と協働により維持管理や活用を検討する。
- 市所有・管理の歴史的建造物の耐震診断、耐震工事、公開や活用のためのユニバーサルデザイン化等により活用しやすい環境の構築を目指す。

(2) 伝統文化を反映した活動の継承に関する方針

- 歴史文化資源の保全や伝統文化を反映した活動に関わる人々や各種団体等への支援の充実に取り組みながら、継承を図る。
- 市民が伝統文化活動に触れることのできる機会づくり等や、市民活動団体等が主体となった取り組みの継続のための支援による、活動への積極的な参加と、担い手の育成を図る。

(3) 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する方針

- 法制度の活用、事業の実施、景観計画等による環境の保全を図る。
- 町並みの調査や情報発信等の取り組みを進める。
- 建造物の外観修景、道路美装化、電柱電線類の地中化や移設を推進する。
- 周辺部におけるアクセス環境の改善を推進する。
- 空き家に関する情報共有や対策の検討を行う。
- 自然環境の適切な維持管理を図る。
- 地域ならではの風習や歴史・文化に触れることができ、良好な眺望景観を楽しみ、また、回遊することにもつながる公園や広場、遊歩道の整備を行う。

(4) 歴史的風致の情報発信と認識向上に関する方針

- 歴史的建造物付近や交通結節点等での説明板や誘導サイン等の設置、観光マップ等の作成。
- 市民活動団体等と連携した情報発信により、歴史的風致の認識を高めていく。
- 歴史的風致に関係する文化財等の調査成果等の積極的な公開を通じて普及啓発を図る。
- パンフレットや冊子等を作成し、認識の向上を図る。

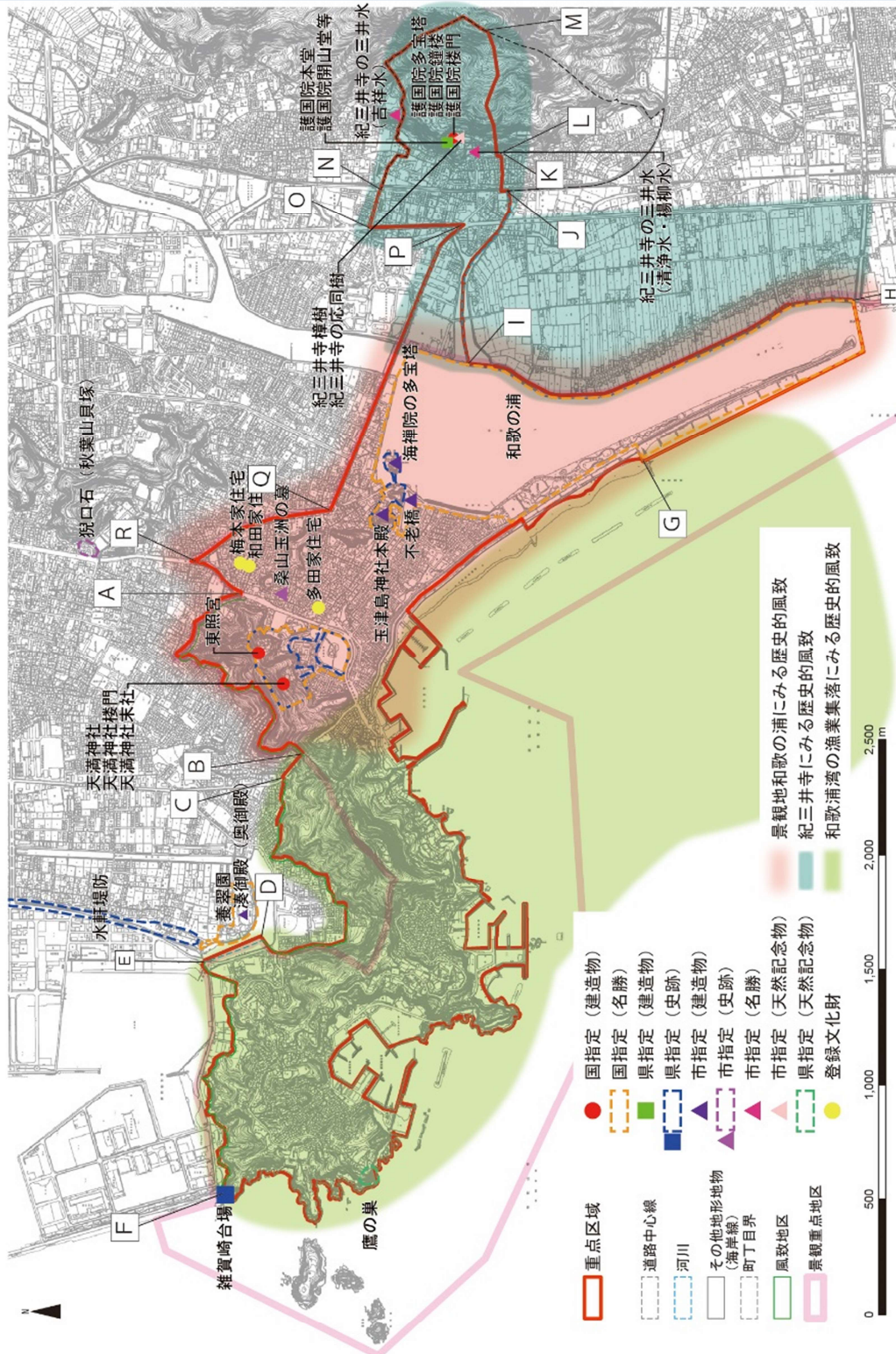
第4章 重点区域の位置及び区域

■重点区域の位置

和歌浦湾を囲む形で形成され、相互に関連性を有する「景勝地和歌の浦にみる歴史的風致」「紀三井寺にみる歴史的風致」「和歌浦湾の漁業集落にみる歴史的風致」を包括する範囲を重点区域として設定する。(約 384ha)

重点区域の設定の考え方

- 価値の高い歴史的建造物や重要文化財・名勝等の指定が集積しており、それらが人々の生活や活動の中で長きにわたり継承されている区域
- 海浜、湾や山等の自然環境と一体となって歴史的風致が形成されており、その価値が広く認められた区域
- 複数の歴史的風致が相互に関連性を有している区域



第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

■市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

- 文化財保護法等に基づき、適切な保存管理、修復等を推進する。
- 歴史的建造物の公開等の活用や情報発信に取り組む。
- 調査で価値が認められたものは、各種制度を活用し、計画的に修理・整備等を実施する。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

- 適切な維持管理と日常的な点検、適切な助言を実施する。
- 専門家等と連携のもと詳細な調査を実施のうえで、保存修理のために必要な措置を講じる。
- 文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づいて適切に修理を実施する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

- 博物館等において、文化財の展示や情報発信を実施する。
- 市民への文化財への理解と保存又は活用に向けた気運の醸成を図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

- 都市計画法や景観法等の関連法令と連動した保全に取り組む。
- 整備事業等が実施される際に、文化財や周辺環境との調和の配慮を促す。
- 文化財周辺の景観を阻害する要素の改善を講じる。
- 各種制度等を活用しルールづくり等の取り組みの支援を行う。

(5) 文化財の防災に関する方針

- 日頃から所有者等による防災対策、防火訓練の実施等の備えの実施に取り組むよう促す。
- 防災面での啓発活動、消防訓練等の実施等に市民団体等と協働で取り組む。
- 防火設備の設置の促進、地震対策への支援を行う。
- 将来的な復元に資する史料等の整備に努める。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

- 講演会・シンポジウム等の開催等による普及・啓発を図る。
- 学校等と連携した歴史学習事業の展開を図る。
- 歴史的風致を生かしたまちづくり活動への支援を行う。
- 文化財を広く情報発信するとともに、公共サインの設置を進める。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

- 埋蔵文化財包蔵地においての届出等の徹底、指導のもと保護の徹底を図る。

(8) 文化財行政の体制と今後の方針

- 関係部局と連携、調整を図りながら、文化財の保存・活用に取り組む。
- 和歌山市文化財保護委員会の意見を文化財保護施策等に反映する。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

- 必要な情報提供や広報、人材交流、人材育成等の積極的な支援を講じる。
- 伝統文化の担い手の後継者育成を図るための組織強化等を支援する。

■重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

- 指定文化財は計画に基づく適切な保存管理を行う。
- 歴史的建造物の公開等の活用や情報発信に取り組む。
- 調査で価値が認められたものは、各種制度を活用し、計画的に修理・整備等を実施する。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

- 紀州東照宮、不老橋、三断橋等の文化財の保存修理、修復の取り組みを順次推進する。
- 観海閣や玉津島神社の鳥居等の復元に取り組む。
- 未指定の有形文化財は、所有者等と協議を行い歴史的風致形成建造物として指定のうえ、修理や活用等の費用の支援を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

- 歴史的風致や景観に関する展示及び情報発信を強化する。
- 活動団体等の交流と情報発信の拠点となるガイドンス施設の整備を行う。
- 公園施設の再整備、アクセス環境の整備等による、来訪者をもてなす環境整備を行う。
- 文化財の説明板等の整備等による回遊性やガイドンス機能の向上を図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

- あしべ通り沿道、大門通り沿道等の修景整備、景観を阻害する要因の改善を図る。
- 各種制度等を活用したルールづくり、建築物の修景整備への支援を行う。
- 活動団体等と連携しながら、啓発等の取り組みを展開する。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

- 日頃からの備えの実施に取り組むよう促すとともに、所有者等による予防対策を徹底する。
- 防火設備の設置促進、地震対策への支援を行う。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

- 市内外の人々、将来の担い手である児童等を対象とした学習イベントの実施等に取り組む。
- 活動団体による歴史的風致、文化財情報の発信への支援を行いながら、文化財の保存・活用に向けた普及・啓発を図る。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

- 埋蔵文化財包蔵地における届出等の徹底、文化財担当課の指導のもと保護の徹底を図る。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

- 活動団体への支援、育成、協働事業に取り組む。
- 重点区域全体での活動の連携、交流を図る。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

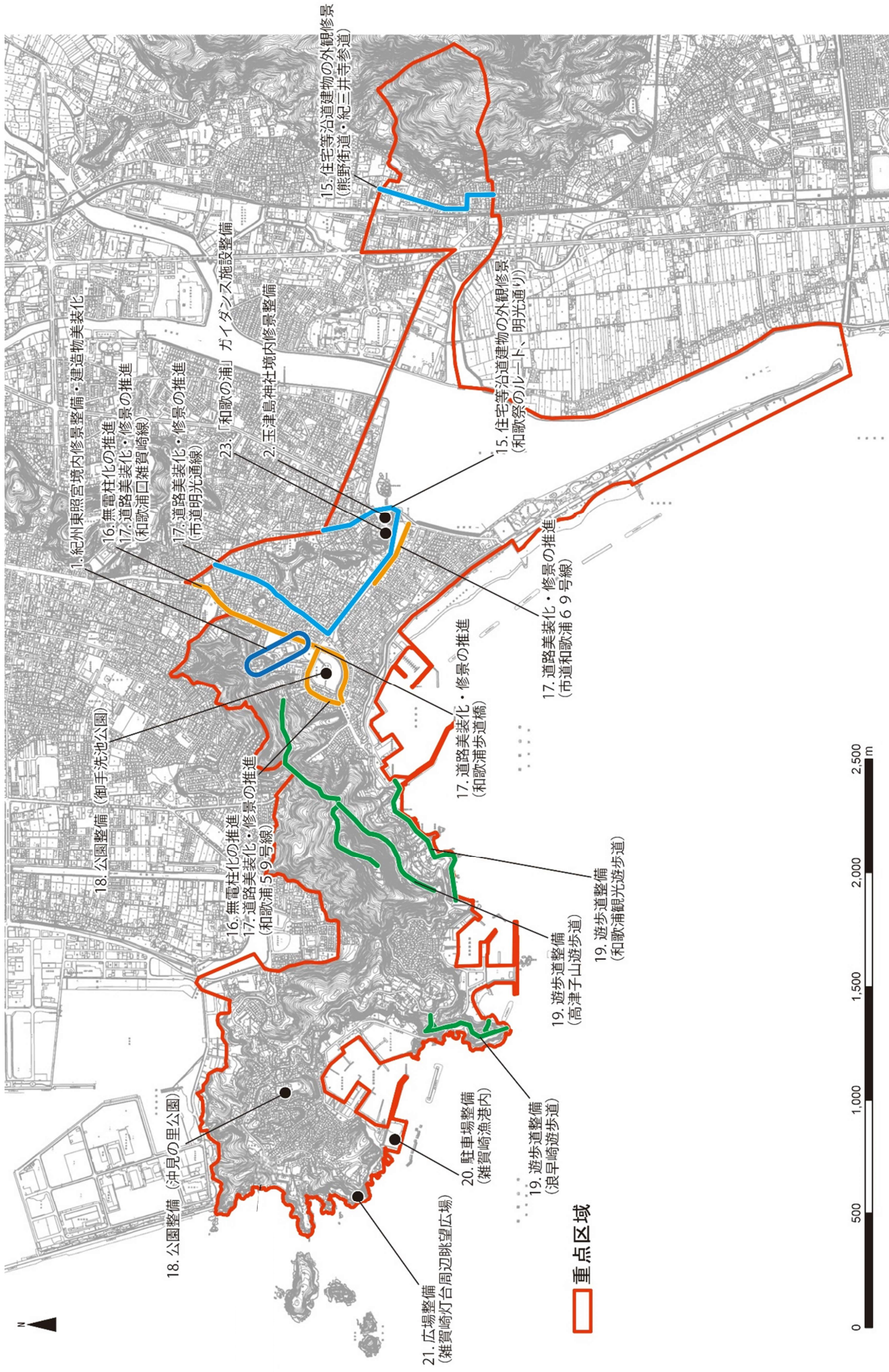
■ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備は、歴史的風致を構成する建造物の保存や整備、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成、歴史的風致の認識を向上させる事業等を実施する。

事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をしたうえで整備を行うとともに、国や県の補助を有効に活用していくよう検討していくものとする。また、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行い歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や関係課等と十分な協議・調整の上、今後も適切な維持管理に努める。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者等に対して指導・助言を行うこととする。



各事業の位置 (重点区域内、図示できるもののみ)

■歴史的風致の維持向上に資する事業

(1) 文化財の保存・活用に関する事業

1. 紀州東照宮境内修景整備・建造物美装化
創建 400 周年（2021 年）に向けて、建造物の美装化や修景整備（石橋や石階段の修繕、神輿舎の改修等）を実施する。
2. 玉津島神社境内修景整備
修景整備（鳥居の復元、参道整備等）を実施するとともに、眺望を楽しめる広場の整備を行う。
3. 文化財の保存・修復と活用
4. 歴史的風致形成建造物保全活用事業
5. 市域の文化財調査
6. 歴史的建造物等の公開・活用
7. 和歌山城の整備・活用



紀州東照宮境内



紀州東照宮神輿舎



玉津島神社鳥居



和歌祭の祭礼衣装

(2) 伝統文化を反映した活動の継承に関する事業

8. 歴史的風致維持向上支援法人への活動支援
9. 次世代の担い手育成事業
10. 歴史・文化に関する意識醸成・担い手拡大のソフト事業
11. 歴史・文化に着目したまちづくり支援事業
12. 和歌祭の祭礼衣装等の新調・修繕
和歌祭本来の鮮やかさを復原するため、祭で使用する伝統的な祭礼用具や衣装等の新調・修繕を行う。
13. 無形民俗文化財の継承

(3) 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業

14. 街なみ調査（整備方針・事業計画策定）
歴史的建造物が残る和歌の浦、紀三井寺周辺の町並みを調査・把握するとともに、修景整備のための整備方針、事業計画を策定する。
15. 住宅等沿道建物の外観修景（和歌祭のルート、熊野街道・紀三井寺参道、明光通り）
歴史的建造物が残る和歌の浦、紀三井寺周辺の町並みの形成に向けて、助成等を通じて修景整備を行う。
16. 無電柱化の推進（和歌浦 59 号線、和歌浦口雑賀崎線）
和歌祭の巡行経路や、紀州東照宮、和歌浦天満神社へとつながる道路において無電柱化と美装化を行う。
17. 道路美装化・修景の推進



あしべ通り



市道明光通線

歴史的な町並みに調和した道路の美装化、修景整備を行う。

18. 公園整備（御手洗池公園、沖見の里公園）
景観等に配慮するとともに歴史・文化が感じられる公園整備を行う。
19. 遊歩道整備（和歌浦、高津子山、浪早崎）
漁業集落の歴史・文化が感じられ、回遊することにつながるよう、人々の往来の中心であった古道を遊歩道整備する。
20. 駐車場整備
漁業集落の歴史・文化の魅力発信を図るため、来訪の起点となる駐車場整備を行う。
21. 広場整備
漁業集落ならではの風習に触れることができ、歴史・文化が感じられる広場整備を行う。
22. 周遊バス事業
歴史的建造物等を巡る周遊バスの運行を実施する。

（４）歴史的風致の情報発信と認識向上に関する事業

23. 「和歌の浦」ガイドンス施設整備
和歌の浦の歴史・文化の情報発信を行うガイドンス施設を整備する。
24. 博物館歴史展示・講座の実施
25. 和歌の浦の文化財説明板、まち歩き案内板設置
文化財の魅力を伝えるとともに、回遊性の向上を図る。
26. 日本遺産の魅力発信
和歌の浦の魅力を広く発信・周知するため、様々な情報ツールを活用したPRを展開する。
27. 歴史・文化のプロモーション事業
28. 遺跡の普及・啓発



無電柱化・美装化イメージ



御手洗池公園



和歌浦観光遊歩道



ガイドンス施設イメージ



まち歩きイメージ

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

■歴史的風致形成建造物の指定の方針

今後、本市固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造

物について、歴史まちづくり法第 12 条第 1 項の歴史的風致形成建造物に指定することとする。

これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

■歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者と協議のうえ、同意を得られたものを前提として、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを対象に、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

【指定対象の要件】

- ①和歌山県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ②和歌山市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ④景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物
- ⑤その他本市の歴史的風致の維持向上を図るため重要なもので市長が必要と認めたもの

【指定基準】

- ①建造物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
 - ②地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
 - ③歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物
- ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすことが必要である。
- ・概ね築 50 年程度経過しているもの
 - ・所有者又は管理者等により今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれるものであること
 - ・所有者の同意が得られているもの

第 8 章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

■歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、和歌山県や和歌山市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第 15 条第 1 項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。

第9章 歴史的風致を生かしたまちづくりの展開

今後、本計画に基づいて歴史的風致を生かしたまちづくりを着実かつ積極的に推進するにあたり、以下に掲げる事項を念頭に置き、取り組むものとする。

■歴史的風致の維持向上に向けて

本計画で位置づけを行った歴史的風致以外に、現段階では指定要件を満たさないものの、今後、歴史的建造物を取り巻く活動を蓄積することによって歴史的風致を形成するものとして本計画に追加できる可能性があるものも存在する。

そのため、「歴史まちづくり法」の趣旨に則り、今後とも歴史的風致を生かしたまちづくりの取り組みを積極的に展開する。

■市民等との協働による歴史まちづくりに向けて

歴史的風致の維持向上には、その根本として歴史的風致への理解が不可欠である。そのために、本計画に位置づけた歴史・文化を知る機会の増加、次世代の担い手の育成等の各事業を通じて、歴史まちづくりへの意識の醸成に注力して取り組む。

加えて、市民等との協働の場づくりや、活動を後押しする支援を通じて、市民等との協働による歴史まちづくりに力を入れて取り組む。

■観光施策等とも連携した歴史を生かしたまちづくりに向けて

歴史的風致を地域の魅力として顕在化させることで、訪れたい、滞在したい場所となること、また、外部の評価によって地域の人々が自らのまちや歴史に誇りと愛着を持つことは、「歴史まちづくり法」を活用したまちづくりとして重要である。

本計画策定を契機に、本市の重要な都市経営戦略の一つとして歴史を基軸としたまちづくりを推進していくものとし、各種施策の充実、強化に取り組む。

■歴史まちづくりの推進体制強化に向けて

本計画においては、文化財保護の充実はもとより、歴史を生かしたまちづくりへと拡張、展開していくことに重きを置いており、景観、交通、産業、観光等、多様な分野から歴史まちづくりを進めるものである。従って、本計画で位置づけた推進体制のもと、庁内関係各課が、歴史的風致の維持向上という共通の目標に向かって、必要に応じて国や県とも連携しながら進めていくこととする。また、地域住民等と連携を密に図りながら、歴史まちづくりを担うことができる人材づくりが重要である。



和歌山市歴史の風致維持向上計画

平成 30 年 3 月 認定 令和 4 年 3 月 変更

発 行：和歌山市
〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地
H P <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>
編 集：都市再生課
T E L 073-435-1048 F A X 073-435-1117
E-mail toshisaisei@city.wakayama.lg.jp
文化振興課
T E L 073-435-1194 F A X 073-435-1294
E-mail bunkashinko@city.wakayama.lg.jp
